

真庭市名物開発応援事業

応募企業・個人募集

2次募集期間
5月24日(金)~11月28日(木)

2次募集のため、予算額に達した
時点で募集終了となります

農商工連携、地域資源を用いた新商品や販路開拓等、
あなたのチャレンジを支援いたします！

①事業の目的	②支援対象者
市内の企業又は個人等が実施する新たな取組で、将来に渡って展開され、実施効果の認められる事業について、事業に必要な経費の一部を支援することで、地域企業等の競争力を高め、市内産業の活性化を図ります。	・ 真庭市内に事業所・事務所がある企業 ・ 真庭市内の個人商店・農林業者 など

③支援内容等 予算額に達した時点で募集終了となります			
支援メニュー		支援対象の内容	支援率 支援限度額
商品をつくる	地域産業連携支援金	2社以上の市内企業等が連携し、新たに取り組む次の事業 ①農林製品の二次加工・付加価値の拡大等に関する事業 ②異業種分野への新規参入事業 ③地域団体等と連携した地域課題解決事業 など	2／3以内 100万円
	ふるさと名物支援金	地域資源を用いた新商品の研究開発事業 ※地域資源…岡山県地域産業資源指定品目のうち、真庭市または県全域を対象地域とするもの	2／3以内 50万円 市内企業等が連携して実施する場合 100万円
商品を売る	販路開拓支援金	①過去3年間ににおいて真庭市名物開発応援事業を活用した商品の販路開拓を行う事業	2／3以内 30万円
		②上記支援を受けずに、地域資源を活用して商品化したもので販路開拓を行う、次のいずれかに該当する商品・事業 7) 起業5年未満の企業が開発した商品 4) 企業等が開発・発売した商品（既存含む） 7) 発売後、全国レベルでの受賞歴のある商品 5) 真庭地域産業振興センター（旧真庭パ・オマズホ）で開発された商品 6) 国際認証等を取得し、海外向けに販路開拓を行う事業者 ※イ)については、継続しての申請はできません。	2／3以内 40万円

④主な実施条件等
(1) 同一年度に事業実施できるのは、いずれか1つの支援事業です。
(2) 国、岡山県、市等の補助金や交付金との重複利用はできません。
(3) 採択事業は、企業・団体名、連携先事業者名、実施事業名、連絡先等が原則公表されます。
(4) 「地域産業連携支援金」又は「ふるさと名物支援金」を活用した場合、事業完了後3年以内に事業を中止したり、事業で購入した取得財産を処分する際は、補助金の返還が必要になる場合があります。
(5) 補助事業で商品開発を行う場合は、 <u>1月中旬まで</u> には試作品を完成させてください。試作品が完成しない場合、補助金の交付がとりやめとなります。
(6) 採択者は、試作品完成後、3月下旬に開催する成果発表会において発表を求めます。
(7) 真庭市産業サポートセンター事務局より、取材等の協力依頼があった場合、対応してください。
(8) その他、各支援金の交付要綱に定めるところによります。

⑤支援対象経費

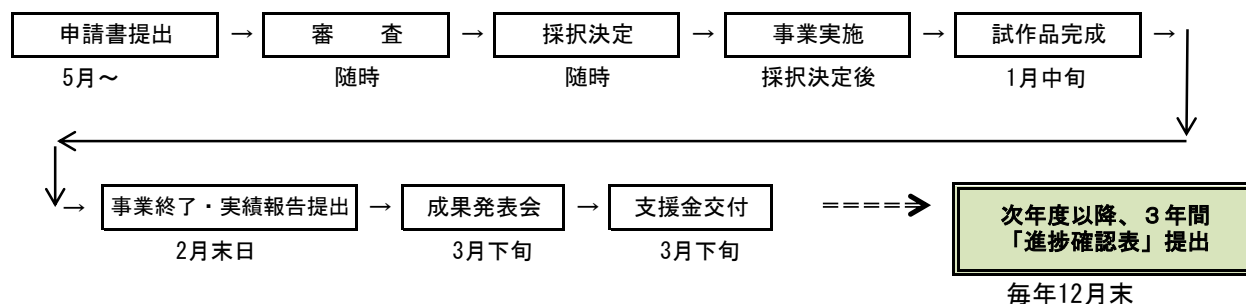
経費区分	経費内容	地域産業連携 支援金	ふるさと名物 支援金	販路開拓 支援金
原材料費	新商品の開発に係るもので、試験・研究に供する原材料、商品パッケージ等の購入に要する費用	○	○	
機械装置費	機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費 ※機械装置費は、取得価格が10万円以上のもので、新商品の製造工程に係る機械装置が対象	○	○	
謝金	講師やアドバイザーへの謝礼等 ※旅費を含む場合は、内訳がわかるように計上すること	○	○	
旅費	交通費、宿泊費 ※グリーン料金・ファーストクラス料金等は対象外			○
広報費	PR用ホームページ、パンフレットなどの作成・改訂、または広報媒体の活用に要する経費			○
展示会等出展費	展示会・イベント等に出展するために支払われる経費 ※出展時の什器類をレンタル分も含む			○
委託・外注費	事業の一部を外部に委託、又は設計・製作等の外注に要する経費 ※事業のほとんど又は主要部を外部に委託することは不可	○	○	○
負担金	大学や公設試験研究機関等へ依頼する試験・検査等、または受託・共同研究契約を締結する場合に要する経費	○	○	
手数料	国際認証を取得するための手数料・登録料			○

※支援対象経費の総額が、地域産業連携支援金は30万円、ふるさと名物支援金は15万円（連携事業の場合は30万円）、販路開拓支援金は9万円に満たない場合、支援金の交付対象外となります。

※販路開拓支援金は販路開拓にかかるもののみが対象となります。

※詳細については、手引きをご覧ください。

⑥事業実施スケジュール



○お問い合わせ先

真庭市産業サポートセンター事務局(真庭商工会 本部内)

住所：真庭市鍋屋 6

電話：0867-42-4375 / FAX：0867-42-4337

詳しくはホームページで

真庭市産業サポートセンター

検索

